単価契約仕様書

都市計画局 都市景観部 風致保全課

（担当 古都保存係　水無瀬・浅倉 電話 222-3476）

件　　名	（単価契約）歴史的風土特別保存地区内買入地調査業務委託
形状・寸法	－
予定数量	３回
契約期間	令和９年　４月　１日　～　令和１０年　３月３１日
契約条件	１　調査の予定回数 ３回 なお、予定数量は過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 ２　参加資格 自社に、一般財団法人日本緑化センターに登録された樹木医資格を有する社員が在籍していること。 【提出書類】 以下の書類を落札後に担当課まで速やかに提出すること。 （１）調査業務従事予定者名簿等及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の業務従事予定者との雇用関係を証する公的書類 （２）樹木医の資格証明書（写し）及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の資格所有者との雇用関係を証する公的書類（写し） ３　支払い方法 委託料は調査実施毎に支払うものとする。 なお、支払いに際しては、調査実施回毎の完了届の提出を行うものとし、本市の検査に合格した後、支払いを行うものとする。 ４　その他 別紙（歴史的風土特別保存地区内買入地調査業務委託仕様書）の定めるとおり。 なお、本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は別途契約する。

歴史的風土特別保存地区内買入地調査業務委託仕様書

都市計画局　都市景観部　風致保全課
（担当：水無瀬・浅倉 電話：222-3476）

１　業 務 名　（単価契約）歴史的風土特別保存地区内買入地調査業務委託
（予定回数　３回）
２　履行場所　京都市西京区嵐山山田町　他地内
３　履行期間　令和９年４月１日より令和１０年３月３１日まで

（目的）
第１条　災害の発生が予想される豪雨、長雨、強風及び地震等の気象、地質現象（以下「異常気象現象等」という。）に対して、本市買入地の状況を迅速かつ的確に把握し、買入地及びその周辺の災害等の未然防止及び早期発見を講じることを目的とする。
（適用及び協議）
第２条　本仕様書は、歴史的風土特別保存地区内買入地調査業務委託に適用する。
２　本業務の実施に当たっては、風致保全課監督職員（以下「監督員」という。）と十分に連携を取るよう努めなければならない。
３　受託者は、業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る必要が生じた場合は、本市監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。
４　第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願（別紙）を京都市に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は本委託業務の完了後、１０日以内に身分証明書を京都市に返却しなければならない。
５　本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じたときは、本市、受託者双方の協議によってこれを定めるものとする。
（業務概要）
第３条　本業務は、京都市が所管する歴史的風土特別保存地区内買入地（別表及び別図）において、調査を実施し、買入地及びその周辺の状態を適切に把握し必要な措置を講ずるものである。
調査範囲は別表及び別図、貸与資料等を基に現地で境界を確認すること。調査範囲に疑義が生じた場合は監督員と協議し、調査範囲の確認を行うこと。
（業務受託者）
第４条　業務受託者は次の資格要件を満たしていなければならない。
（１）社内に、一般財団法人日本緑化センターに登録された樹木医資格を有する自社社員が在籍していること。

（貸与資料）

第５条　本市は、必要に応じて本業務に必要な関係資料等を別途貸与するものとする。

２　受託者は、貸与された資料に対して借用書を提出し、本業務の終了後、１０日以内に返還するものとする。

（業務計画）

第６条　受託者は、契約の日から１４日以内に業務計画書、調査業務責任者通知書（別紙）等及び当該業務従事者の資格者証写しの書類を提出し、本市監督員の承諾を得なければならない。

２　業務計画書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

（１）業務従事予定者の氏名及び班構成

（２）緊急時の連絡方法

（３）その他本市が指示するもの

（業務の体制）

第７条　業務の実施にあたっては、本市監督員と常に連絡のとれる体制を設けること。

（調査の実施）

第８条　調査は、定期調査を年３回実施するものとする。

実施時期については６月頃（梅雨）、１０月頃（台風）、２月頃（雪）を基本とするが、下表の異常気象等の影響も考慮して、本市監督員と協議のうえ、調査月を決定するものとする。

気象現象等	基準
豪雨	１時間で 60 ㎜以上の雨を記録した場合
長雨	連続した 100 ㎜以上の雨を記録した場合 なお、４時間以内の降雨の中断は連続雨量とする。
強風	20m/s 以上の風速を記録した場合
降雪	24 時間降雪量 15cm 以上の降雪を記録したとき
地震	震度５弱以上の地震が発生した場合

２　調査業務は、樹木医資格所持者（以下「責任者」という。）を含めた体制により実施するものとする。

３　調査の実施については、受発注者間で協議のうえ、調査実施日前日の正午までを目安に指示するものとする。

（調査事項）

第９条　調査事項は別表に定めるとおりとする。

（調査業務に必要な資機材等）

第１０条　委託契約書及び仕様書に定める業務を完全かつ誠実に履行するために必要な資機材を受託者側にて確保しなければならない。費用については、受託者の負担とする。

２　標準的な資機材等の構成については、下記に示すとおりとする。

（１）車両

（２）測定器具（巻き尺、ポール等）

（３）カメラ（デジタルカメラ等）

（４）工具（スコップ、のこぎり、ロープ等）

（措置）

第１１条　業務従事者は、調査の結果、異常を認めた場合は、位置を確認し写真撮影するとともに、次の措置を講ずるものとする。

（１）応急措置

土砂の流出、倒木又は排水構造物の詰まり等の異常を発見した場合において、異常要因の排除のため人力で可能な範囲の軽微な作業を行う。

応急措置とは、

ア　倒木の処理

イ　流出土砂等の除去

ウ　管理地内散乱物の撤去

エ　排水施設の軽易な通水阻害の解消

をいう。

応急措置により生じた木材や土砂等については、本市管理地内において整然と集積すること。

ただし、集積物が災害発生の要因となることが無いよう留意しなければならない。

（２）保安施設の設置措置

応急措置では異常の要因を排除できないような土砂の流出、倒木及び斜面の崩落などを発見した場合は、直ちに現場において保安ロープをはじめとする保安施設の設置等二次的災害防止の措置を講じるとともに、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

（３）危険木の対応

倒れる（折れる）可能性がある樹木及び経過観察する樹木等は報告書に記載すること。なお、特に倒れる（折れる）可能性が高く、緊急伐採を要する樹木は別途監督員に電話等にて早急に報告すること。報告書に記載された樹木（経過観察する樹木を除く）については、調査以降の危険木処理委託業務等で現地にて事後確認するため、対象木が解かるよう、テープやタグなどでマーキングを施し、胸高直径など

大きさが解かるように記録を行う。

（記録及び報告）

第１２条　業務従事者は、調査中に取り扱った事項の内容、措置状況等を調査日報（別記様式）に記録し、直ちに報告するものとする。

２　調査日報には、責任者の資格を証する書類の写しを添付すること。

（委託料の支払）

第１３条　委託料は調査月毎に支払うものとし、受託者は各調査月末日までに履行分に係る受託費に対する請求書等を提出するものとする。

（損害賠償）

第１４条　受託者は、自己の責任に帰すべき理由により業務の遂行に関し、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、業務の遂行に関し第三者に与えた損害が本市の責任に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（個人情報の保護）

第１５条　本業務により知り得た個人情報は、京都市個人情報保護条例に定める個人情報であり、同条例に定めるところにより、漏洩、改ざん等のおそれのないように厳重に管理するとともに、第三者に口外するなど、みだりに処理、利用等してはならない。

（第２条関係）

令和　　年　　月　　日

身　分　証　明　書　交　付　願

京都市長　　様

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入）

受 注 者　住　所（　　）

氏　名（　　）

業務責任者（　　）

下記業務について、身分証明書の交付をお願いします。

１　業 務 名（　　）

２　履行場所（　　）

３　交付内容

（１）被交付者

氏　名　（　　）

氏　名　（　　）

氏　名　（　　）

（２）有効期間　（自　令和　　年　　月　　日　～　至　令和　　年　　月　　日）

（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

業務責任者（変更）通知書

京都市長　　様

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入）

受注者　住　所（　　）

氏　名（　　）

仕様書第６条に基づき下記のとおり通知します。

記

１　業　　務　　名（　　）

２　履　行　場　所（　　）

３　業務責任者（氏名：　　資格：　　）

４　経　　歴　　書　（受託業務の履歴）

別表（第３条関係）

調査箇所

地　区　名	番号	所　　在　　地
嵐山歴史的風土特別保存地区	①	京都市西京区嵐山山田町１０付近
	②	京都市西京区嵐山山田町３－３付近
	③	京都市西京区嵐山元禄山町３０－１４付近
	④	京都市西京区嵐山元禄山町１９付近
	⑤	京都市西京区嵐山元禄山町３－１付近
	⑥	京都市西京区嵐山元禄山町２付近
	⑦	京都市西京区嵐山元禄山町１１付近
西賀茂歴史的風土特別保存地区	①	京都市北区西賀茂円峰２－９０付近
	②	京都市北区西賀茂円峰１－１０３付近
	③	京都市北区西賀茂円峰２－７付近
金閣寺歴史的風土特別保存地区	①	京都市北区大北山天神岡町４－２５付近
	②	京都市北区大北山蓮ケ谷町１－３２付近
	③	京都市北区大北山蓮ケ谷町１－１付近
	④	京都市北区大北山天神岡町４－１６付近
山科歴史的風土特別保存地区	①	京都市山科区日ノ岡夷谷町１７－２０８付近
	②	京都市山科区日ノ岡夷谷町１７－２０８付近
	③	京都市山科区御陵封ジ山町２－８付近
上賀茂歴史的風土特別保存地区	①	京都市北区上賀茂本山１６６付近
	②	京都市北区上賀茂本山１７６－１付近
修学院歴史的風土特別保存地区	①	京都市左京区修学院横山１４－１付近
	②	京都市左京区上高野氷室山４－１付近
	③	京都市左京区上高野氷室山１付近
大文字山歴史的風土特別保存地区	①	京都市左京区粟田口大日山町５付近
御室・衣笠歴史的風土特別保存地区	①	京都市北区衣笠衣笠山町７付近
小倉山歴史的風土特別保存地区	①	京都市右京区嵯峨鳥居本化野町１２－９付近
	②	京都市右京区嵯峨亀山町９－３付近
	③	京都市右京区嵯峨小倉山緋明神町１６－１２付近
	④	京都市右京区嵯峨小倉山緋明神町１３付近
	⑤	京都市右京区嵯峨小倉山緋明神町１－２付近
	⑥	京都市右京区嵯峨小倉山町１－３付近
	⑦	京都市右京区嵯峨小倉山町１－２付近

嵯峨野歴史的風土特別保存地区	①	京都市右京区太秦三尾町１－４付近
	②	京都市右京区太秦三尾町１－２８６付近
	③	京都市右京区太秦三尾町１－７付近
	④	京都市右京区鳴滝音戸山町１６付近
	⑤	京都市右京区鳴滝音戸山町１２－１付近
	⑥	京都市右京区鳴滝音戸山町１２－３付近
	⑦	京都市右京区鳴滝音戸山町１２－５付近
泉涌寺歴史的風土特別保存地区	①	京都市東山区泉涌寺山ノ内町１２付近

別表（第９条関係）

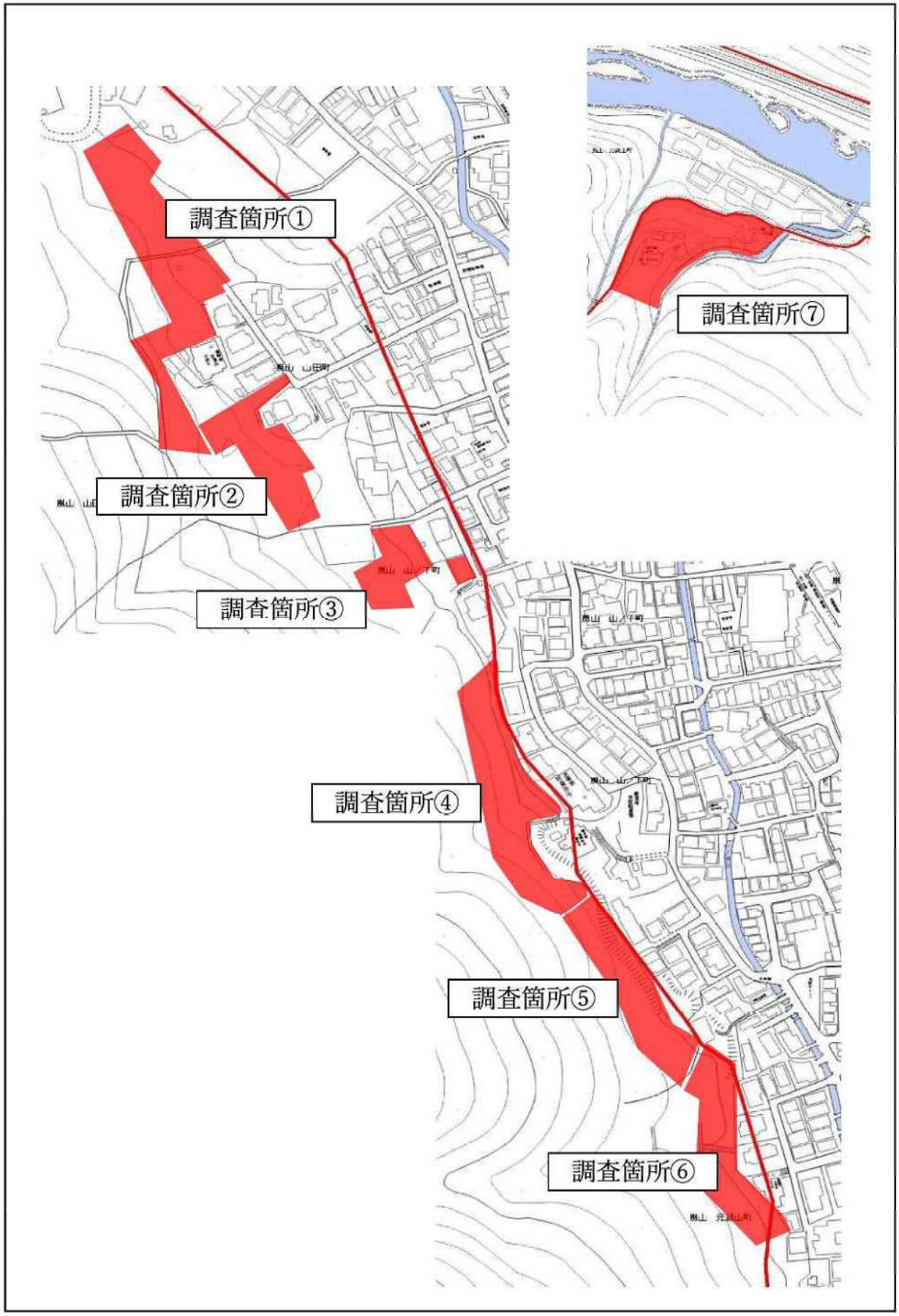
点検事項	斜面	崩落危険個所の確認 土石流出の有無 異常出水の有無 樹木の幹、枝等の散乱及び流出の有無
	植生	調査地内樹木の倒木や枝折れの有無
	排水施設	路側、排水施設の状況確認 ・排水管の破損、側溝・集水桝の詰まり等 ・山道路肩の損壊の有無
	治山施設等	治山ダム、擁壁、法面工等施設の目視にて確認出来る損傷の有無
	その他	各調査箇所の状況が分かる写真（遠景、近景）の撮影 ※写真撮影の定点については、別途、指示するものとする。 調査箇所付近の施設への影響確認 （土石流出の有無等）

各点検個所における点検を要する施設の有無

箇所	排水施設	治山施設等
嵐山地区	○	○
西賀茂地区	○	○
金閣寺地区	○	○
山科地区	○	○
上賀茂地区	○	○
修学院地区		○
大文字山地区		
御室・衣笠地区	○	
小倉山地区	○	○
嵯峨野地区		○
泉涌寺地区	○	

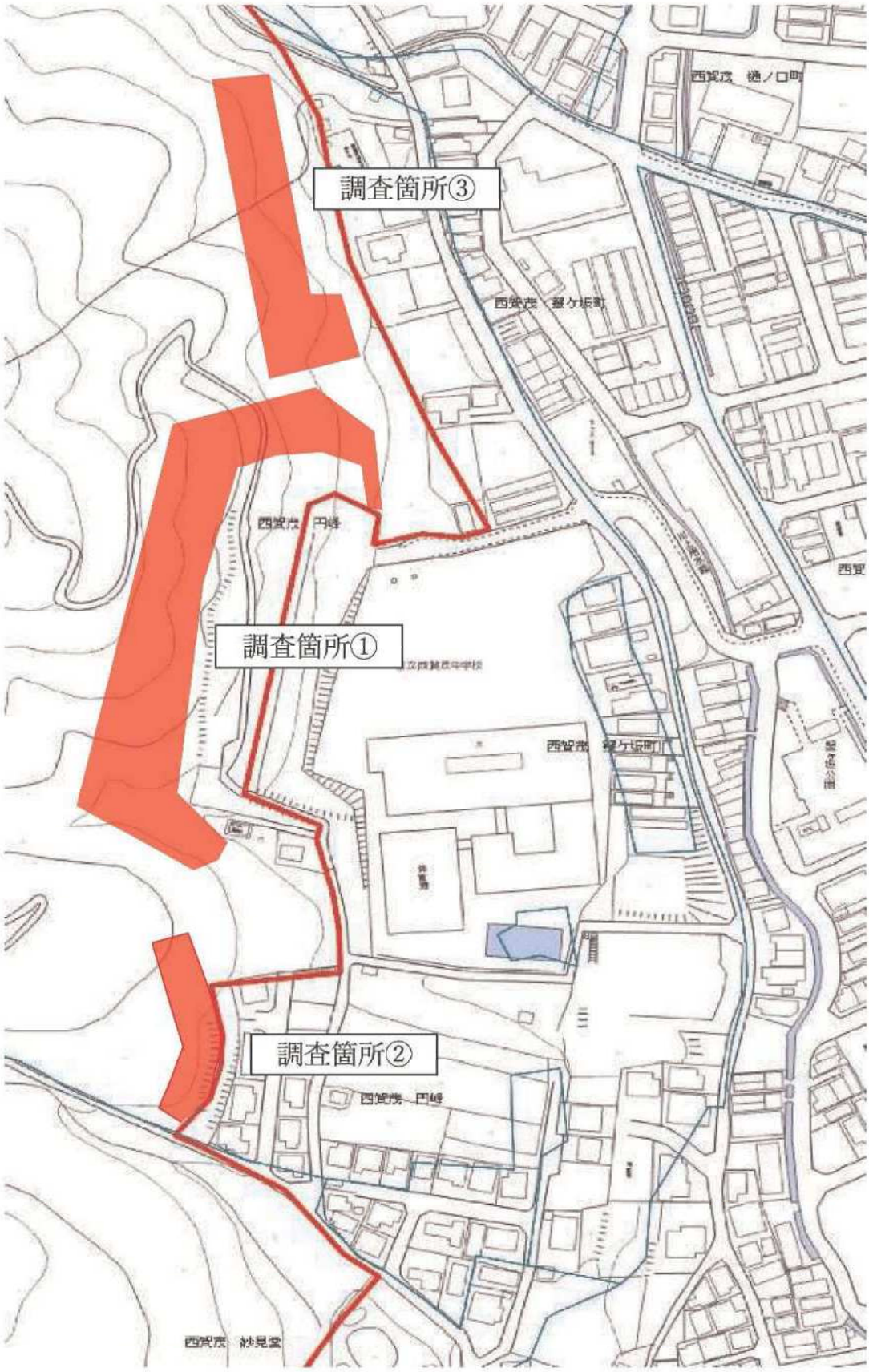
別図（第３条関係）

嵐山歴史的風土特別保存地区



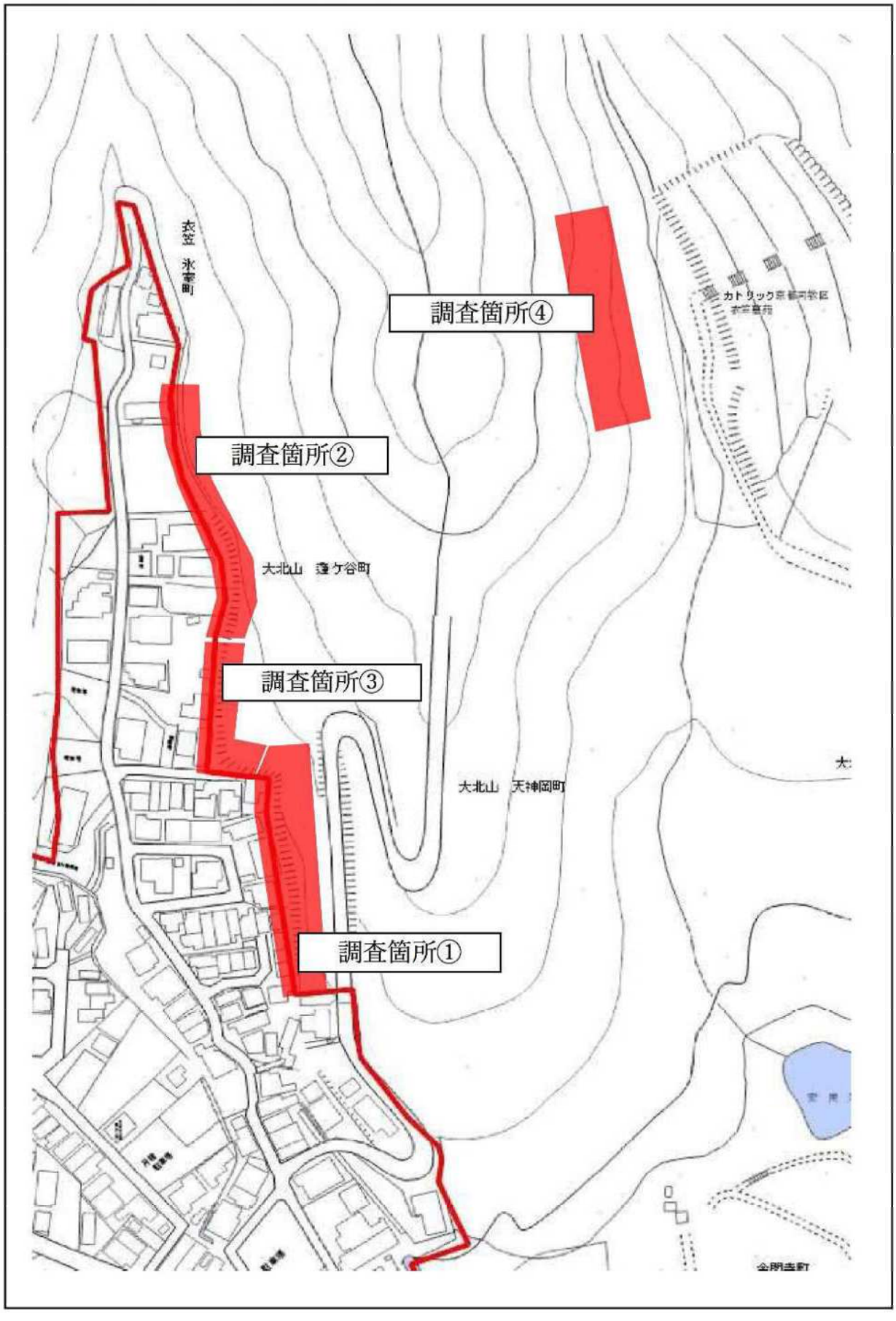
別図（第３条関係）

西賀茂歴史的風土特別保存地区



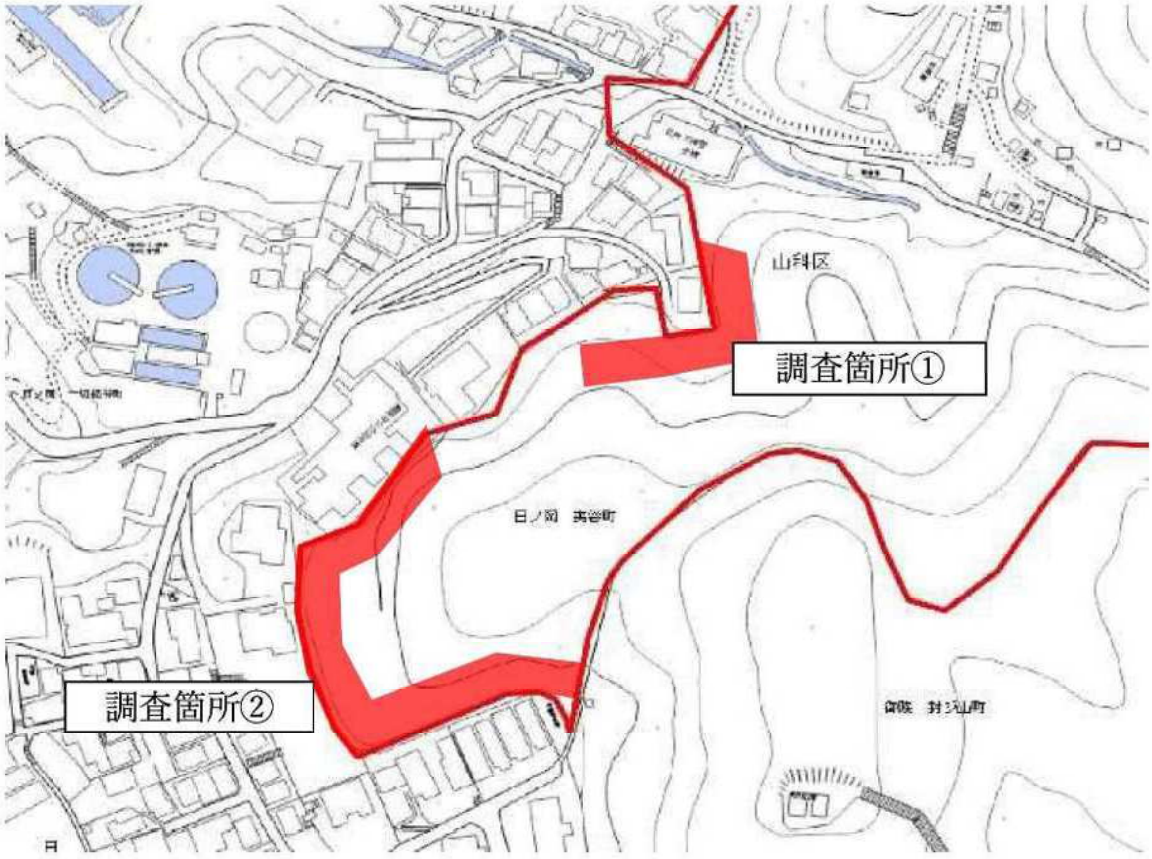
別図（第３条関係）

金閣寺歴史的風土特別保存地区



別図（第３条関係）

山科歴史的風土特別保存地区





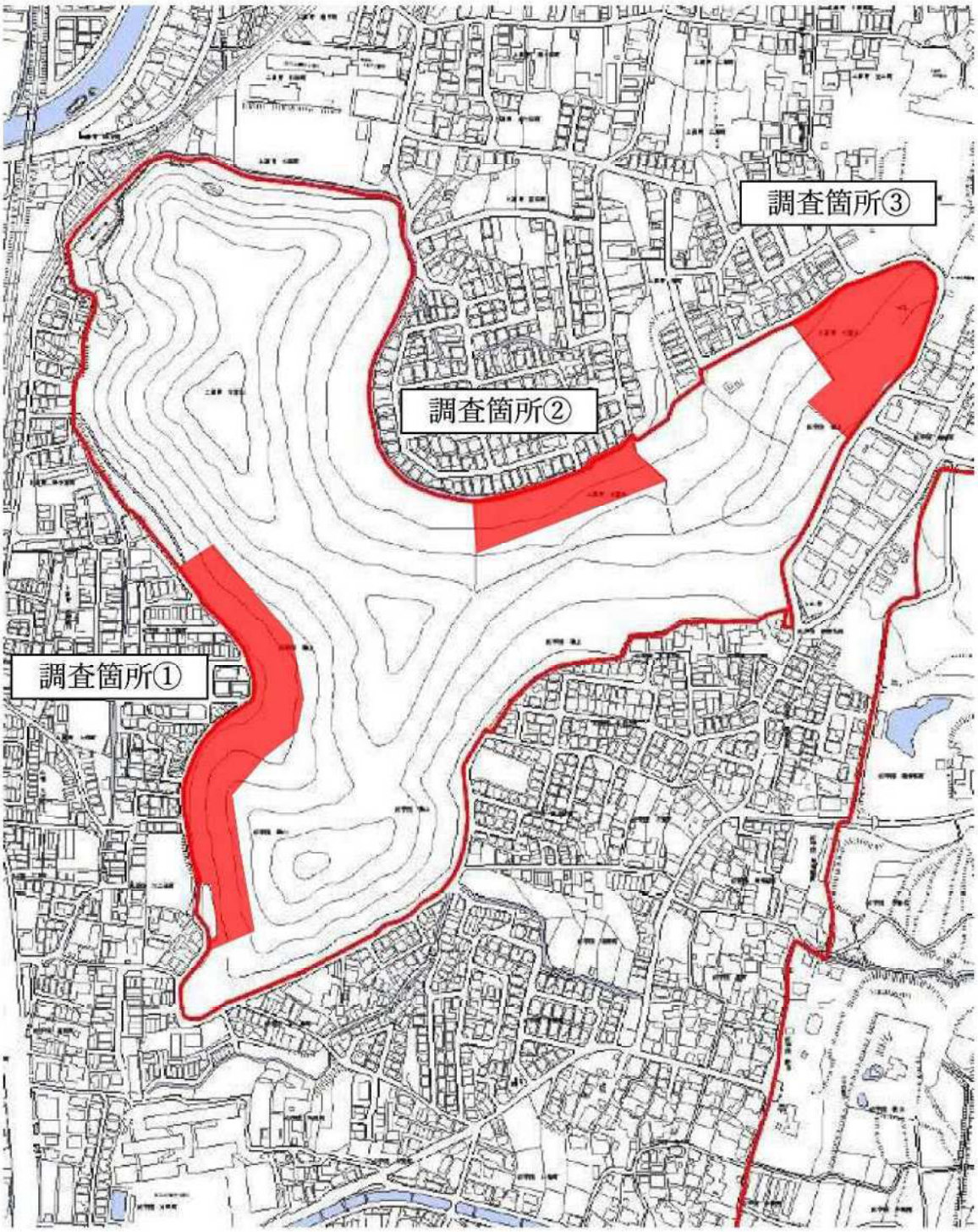
別図（第３条関係）

上賀茂歴史的風土特別保存地区



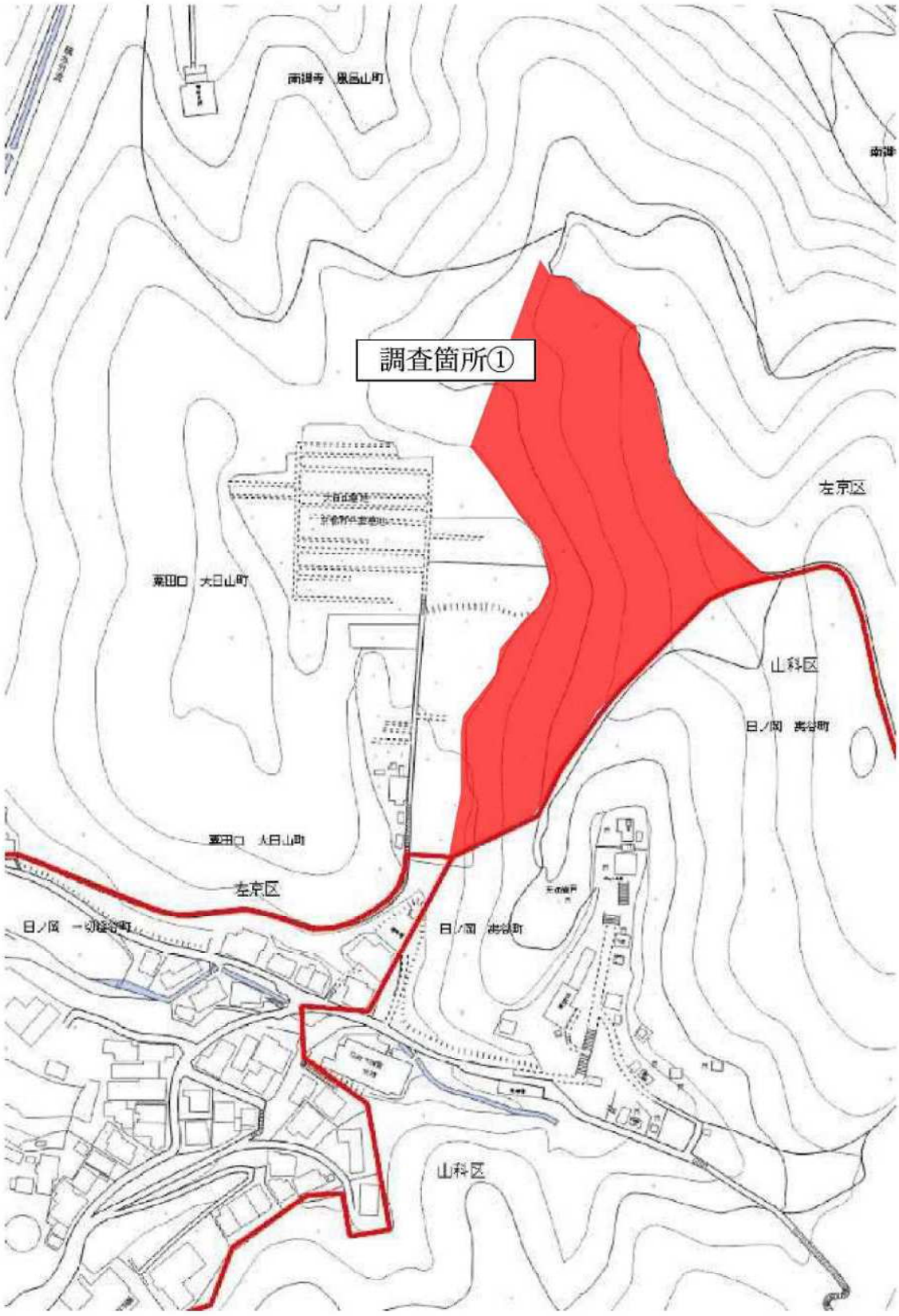
別図（第３条関係）

修学院歴史的風土特別保存地区



別図（第３条関係）

大文字歴史的風土特別保存地区



別図（第３条関係）

御室・衣笠歴史的風土特別保存地区



別図（第３条関係）

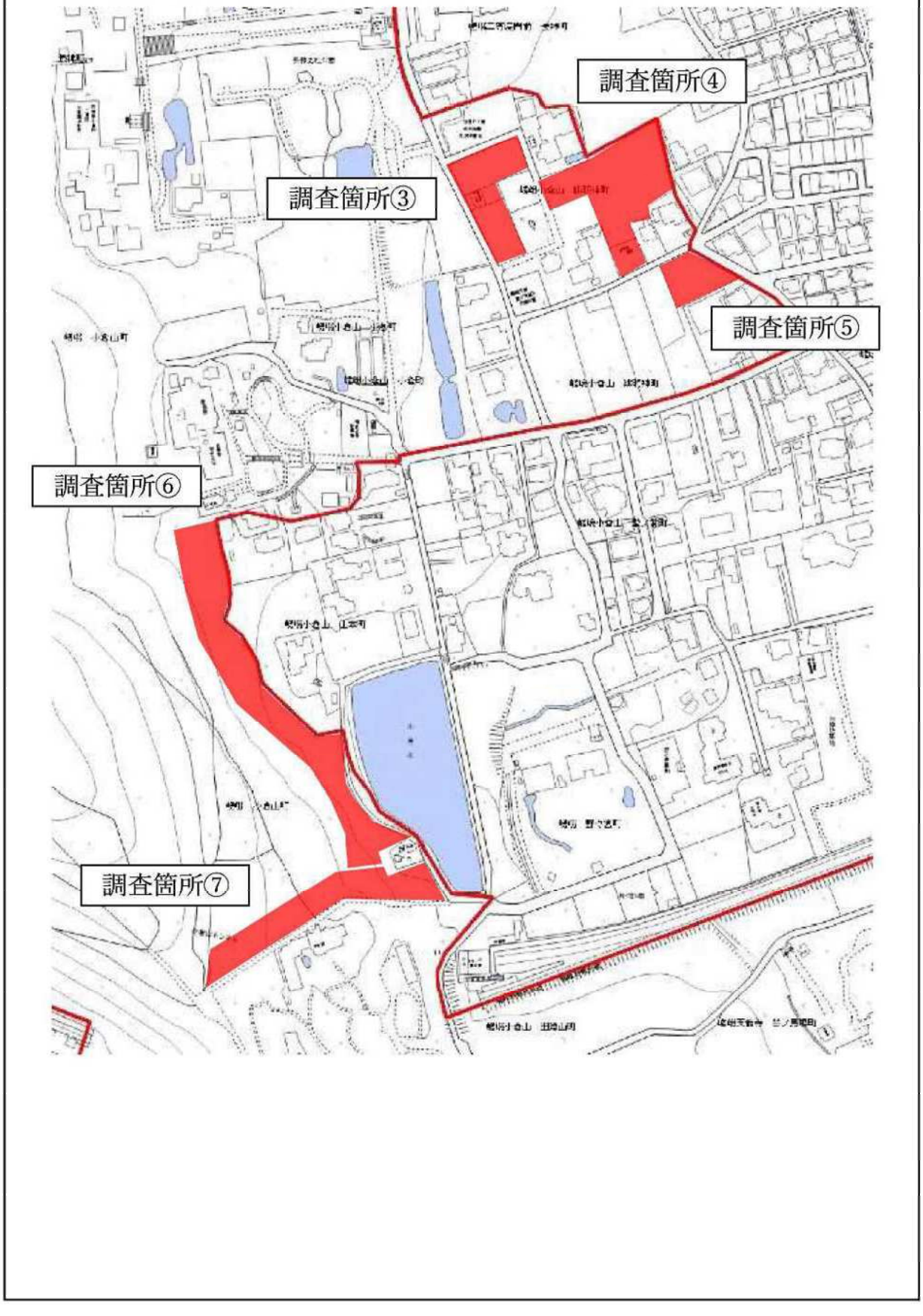
小倉山歴史的風土特別保存地区





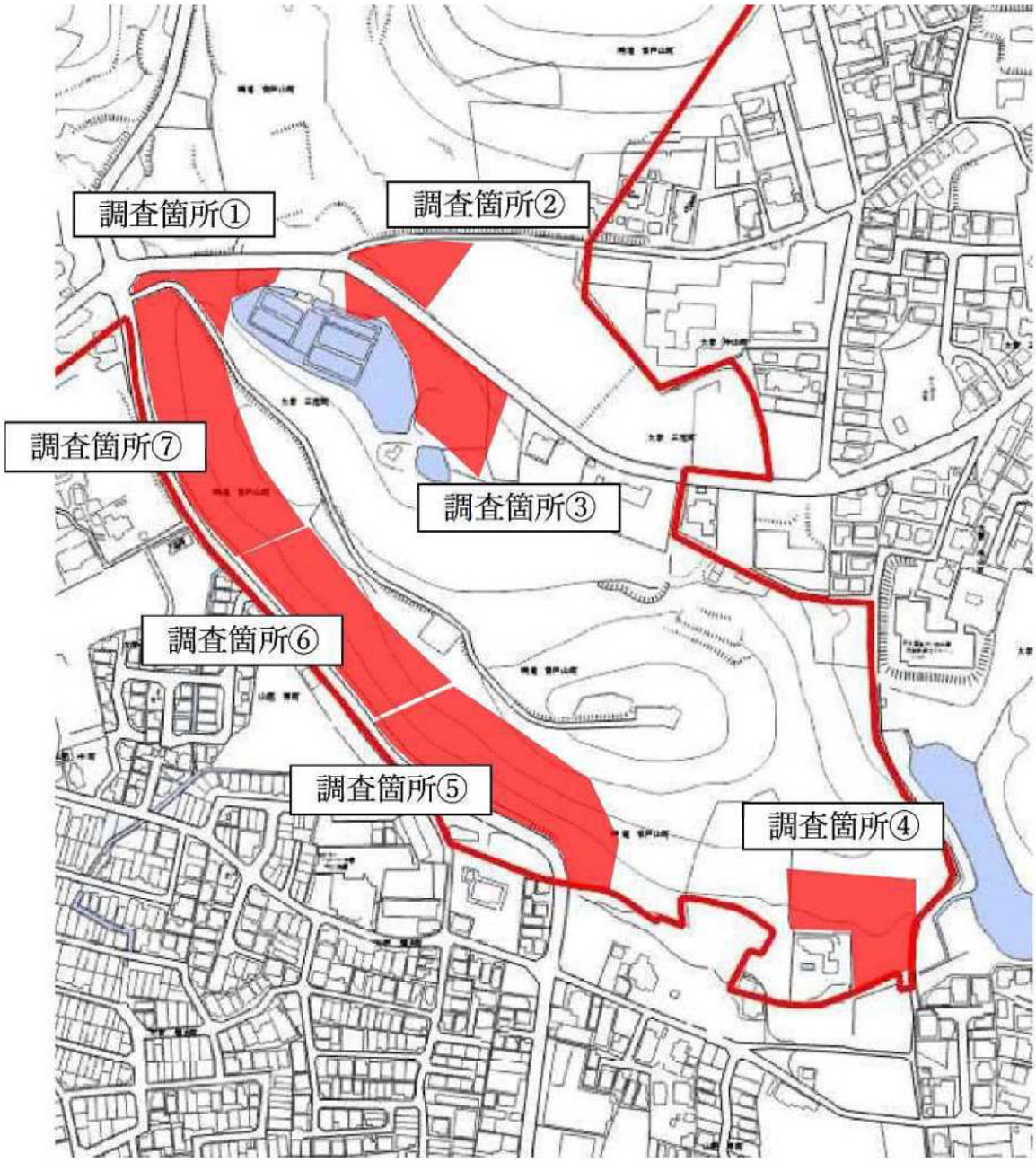
別図（第３条関係）

小倉山歴史的風土特別保存地区



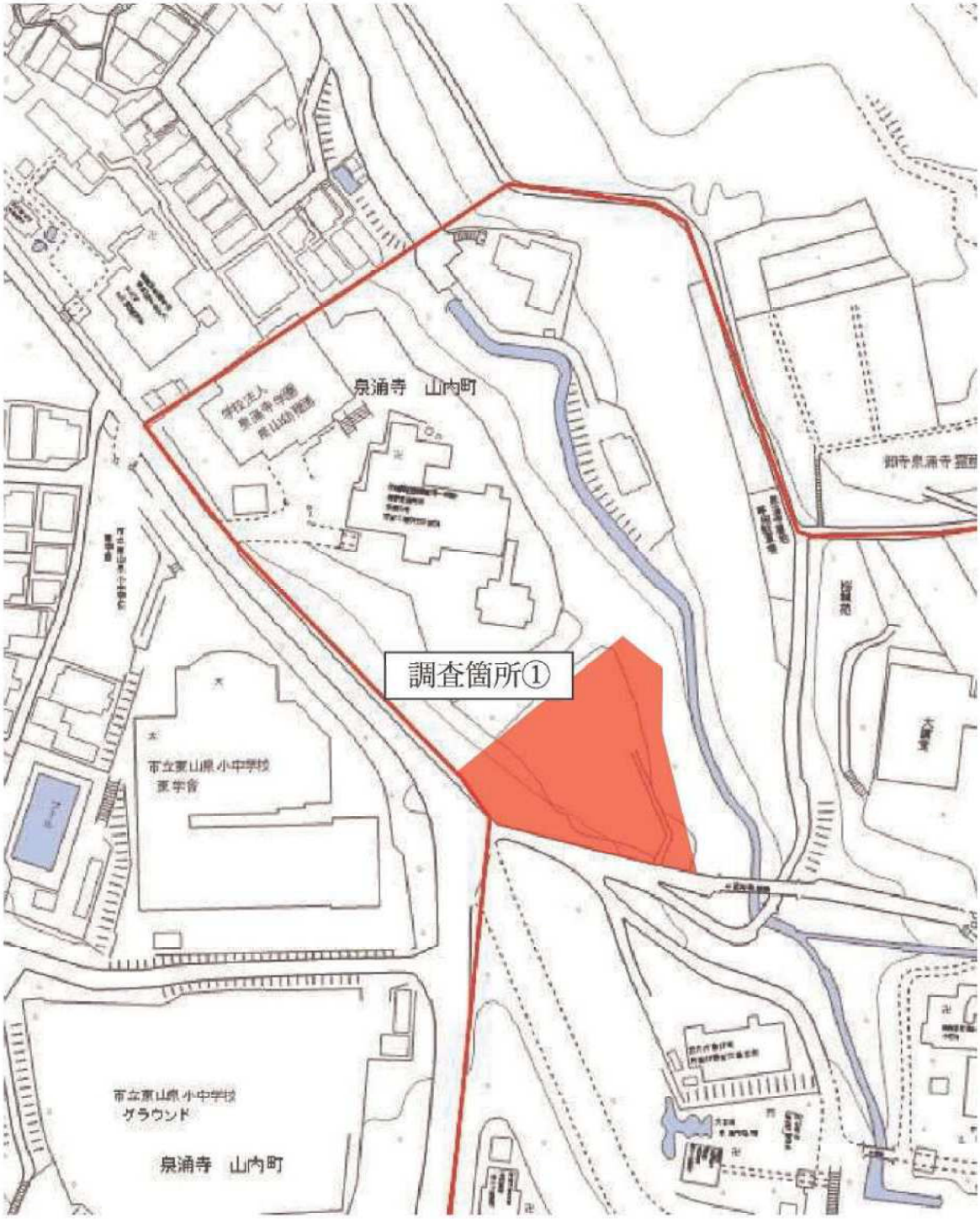
別図（第３条関係）

嵯峨野歴史的風土特別保存地区



別図（第３条関係）

泉涌寺歴史的風土特別保存地区



調査個所名 － 調査年月日

調査日報（第12条関係）

地区 番号 点検項目 番号	調査										処理	
	位番	緯度	経度	調査日	状況	幹周	コメント（総評）	現地判断	隣地影響	応急措置	処理日	処理内容

調査個所名-調査対象

調査日	状況	コメント（総評）	応急措置

写真

コメント

写真

コメント

写真

コメント

写真

コメント

写真

コメント

写真

コメント